

役員等の報酬等に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人中能登町社会福祉協議会（以下「本会」という。）の定款第22条規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものである。

(役員等)

第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬の支給)

第3条 役員等には報酬を支給しない。但し、会長がその職務を遂行するための報酬を支給することができるものとする。

(報酬等の額)

第4条 報酬の額は、次のとおりとする。

(1) 会長 月額 金10,000円

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は毎月支給するものとし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むこととする。

(費用弁償の支給)

第6条 会長を除く役員等が法人業務を行う場合に別表1のとおり費用を弁償する。

2 交通費の実費が別表1の費用弁償額を超える場合には、旅費規程に基づき、旅費を支払うことができる。この場合、別表1の費用弁償は行わない。

(公表)

第7条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年6月1日から施行する。

別表1 (第3条第1項関係)

役員等の費用弁償額	日額 2,000円
-----------	-----------